業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 [令和3年7月29日開催 全国信用金庫協会]

1. 事業者支援等について

- 新型コロナウイルス対策については、これまで、資金繰り支援を中心に、 地域の事業者支援に大変なご尽力をいただいており、感謝申し上げる。感染 症の影響が長期化する中、引き続き、事業者に寄り添った対応をお願い申し 上げたい。
- 今後は、ワクチン接種の広まりなどにより、経済活動が徐々に再開されていくことが期待される。個々の事業者により、感染症の影響からの回復の行方は様々と考えられるが、金融機関においては、政府系金融機関や信用保証協会等の関係者と連携して、事業者の状況を丁寧に把握し、個々の事業者の実情に応じた支援を行うことが重要であると考えている。金融庁としても、関係省庁や地方局とも協力しながら、地域の支援機関間における連携強化など、環境整備をしっかりと進めていきたい。
- また、金融機関におかれては、必要に応じ政府の施策も活用しつつ、相互 扶助の理念の下、中小・零細事業者に寄り添ったきめ細かな支援を行ってい ただき、また、こうした取組みを通じて、安定した経営基盤を確立いただく ことを期待している。金融庁としても、金融機関において規制緩和等を活用 して新たな取組みを行われる際、ウェブ会議システムも活用して、金融庁・ 財務局が合同でお話しを伺うなど、手続きの迅速化・効率化を行うことで、 金融機関による自主的な取組みを後押ししていきたい。

2. 今事務年度の金融行政等について

○ 引き続き、中小・零細事業者のニーズに応じた支援と持続可能な経営の確立に向けた対話を進めるとともに、新型コロナウイルス感染症が金融機関に与える影響を分析し、早め早めの対応を促すことで、将来にわたる健全性の確保に努めていきたい。

- 金融庁としては、各金融機関の、会員を通じて地域に深く根差しているという「強み」を引き出せるような対話を心掛けてまいりたい。
- 経営上の様々な課題解決に向けた取組みの参考となるよう、金融仲介機能の発揮や持続可能なビジネスモデルの構築に資する取組みについて、事例として還元させていただいた。各金融機関におかれては、各財務局によるヒアリングにご協力いただき御礼申し上げるとともに、本事例も活用し、引き続き、地域経済の活性化に貢献いただくことを期待したい。

3. 令和3年7月1日からの大雨にかかる災害等に対する金融上の措置について

- 〇 令和3年7月1日からの大雨にかかる災害等により、被災された方々に対して、心よりお見舞い申し上げる。
- 今回の災害に対し、静岡県、鳥取県、島根県及び鹿児島県に災害救助法の 適用がなされ、これを受け、東海財務局、中国財務局及び九州財務局より「金 融上の措置要請」を関係金融機関等に発出させていただいた。被災地で営業 している金融機関におかれては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニー ズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細かな支援対応を改めて お願いしたい。

(参考)

- ○7月5日:東海財務局から静岡県内の金融機関に対して、金融上の措置要請を発出済み
- ○7月9日:中国財務局から鳥取県及び島根県内の金融機関に対して、金融上の措置要請を発出済 み
- ○7月12日:九州財務局から鹿児島県内の金融機関に対して、金融上の措置要請を発出済み

4. 経営者保証に依存しない融資の促進について

- 〇 6月30日、民間金融機関における「経営者保証に関するガイドライン」 の活用実績を公表した。
- 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合等は、改善傾向が 継続している。

- 〇 一方、金融機関によっては、2020 年度は、実質無利子・無担保融資(ゼロゼロ融資)を始めとした信用保証協会の保証付融資の増加が、無保証融資割合の改善につながったと考えられるところ、保証付融資以外のプロパー融資も含め、引き続き、経営者保証に依存しない融資の一層の促進に取り組んでいただき、2021 年度も、無保証融資割合等が改善されるよう努めていただきたい。
- なお、金融機関の取組みとしては、
 - 経営方針として、原則、経営者保証を徴求しないことを定めている、
 - ・ 従来、無保証の場合には、すべて本部に稟議を申請させる体制としていたところ、営業店専決で決定できるよう変更し、営業店の自発的な判断を 慫慂している

といった事例が確認されている。

- 一方、経営者保証ガイドラインの活用に当たり、
- 担当者の目利き力の向上や、
- 保証徴求を当たり前と考える営業現場の意識改革
- ・ 3要件を満たさない場合であっても経営者保証を求めない取組みの推 進

等を課題とする金融機関もあり、依然として改善の余地は残されていると認識している。

○ 金融庁としても、引き続き、こうした個別の金融機関の取組状況等をフォローするほか、組織的な取組事例の収集・公表等を通じ、金融機関における 経営者保証に依存しない融資等の一層の促進を後押ししてまいりたい。

5. 経営者保証ガイドライン特則に関するアンケート調査の結果について

〇 6月3日、預金取扱金融機関を対象に実施した、「事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則の適用開始等を受けた取組 状況に関するアンケート」の調査結果を公表した。

- O これまで、金融機関におかれては、総体としては、経営者保証に依存しない融資について、着実に取組みを進めていただいているものと承知している。
- 一方、今回のアンケートでは、個々の金融機関における取組みについて、 以下のような点に関して、依然として課題を抱える金融機関が見受けられた。
 - 顧客に対し、経営者保証を外すための具体的な目線を示す
 - 代替手法の活用可能性を示す
 - ・ 前経営者及び後継者からの二重徴求について、本部が定期的にフォロー するなどの組織的な態勢整備を行う
- 各金融機関におかれては、今回のアンケート結果や他の金融機関の対応 も参考としながら、改善すべき体制等がないか改めて確認いただき、経営者 保証に依存しない融資の一層の促進に努めていただくことを期待したい。
- 今回のアンケート結果等を踏まえ、個別の金融機関の取組状況等をフォローするほか、引き続き、組織的な取組事例の収集・公表等を通じ、金融機関における経営者保証に依存しない融資等の一層の促進を後押ししていきたい。

6. 金融仲介機能の発揮に向けたプログレスレポートについて

- 〇 金融庁では、平成30事務年度以降の各事務年度における、金融機関の特徴的な取組事例や、金融庁・財務局の取組事例を「金融仲介機能の発揮に向けたプログレスレポート」として取りまとめており、令和2事務年度の取組みについて、7月8日に公表した。
- 〇 主な内容として、
 - コロナ関連対応として、各地域における事業者支援態勢の把握、事業者 支援ノウハウ共有の取組みの実績、
 - 金融機関と当局との間の対話やその質を高めるための当局としての情報・知見の蓄積として、例年秋に公表している企業アンケート調査の結果

を一部先行して掲載、検査マニュアル廃止後の引当実務に関する特徴的な 事例、

・ 地域活性化・課題解決に向けた取組みとして、昨年の Re:ing/SUM の開催実績、地域課題の解決に取り組みたいという思いをもった有志職員の活動状況(「地域課題解決支援室・チーム」による取組み)、

について記載している。

7. インターネットバンキングを使用した特殊詐欺の被害防止について

- 振り込め詐欺などの特殊詐欺やインターネットバンキングの不正送金などの被害防止について、これまでも各金融機関において様々な対策に取り組んでいただいており、感謝申し上げる。
- 今般、インターネットバンキングを使用した特殊詐欺被害が確認された ことから、預金者への注意喚起及び被害発生防止の取組強化をお願いした い。
- 各金融機関におかれては、こうした犯罪から預金者を保護するとともに、 安全なインターネットバンキングサービス提供といった観点を踏まえ、預 金者への啓発・注意喚起による被害防止や、新規口座開設時・インターネッ トバンキング契約時における不正検知、犯罪者による不正出金事例、不正利 用される口座の特徴などを踏まえた取引モニタリングの高度化等について、 いま一度検討をお願いしたい。

8. 外国人顧客対応について

- 〇 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を踏まえ、外国人顧客に対する金融サービスの利便性向上に向けて、預金取扱金融機関による円滑な口座開設や多言語対応の充実等の取組みをより一層推進すべく、今般、金融機関が外国人顧客対応を行う際に留意すべき事項、及び各金融機関が取り組んできた好事例を取りまとめ、6月29日、公表した。
- 〇 「外国人顧客対応にかかる留意事項」は、金融機関が外国人顧客対応を行 う際に留意すべき事項について、プリンシプルベースの考え方をまとめた。

本留意事項に記載した内容については、全ての金融機関に一律の対応を求めるものではないが、金融機関が取引顧客層や地域特性を踏まえ、顧客目線に立ち、継続的に創意・工夫を積み重ねていただくことが重要である。

- 「外国人顧客対応にかかる取組事例」は、各金融機関における外国人顧客 対応にかかる取組みを深化させるとともに、業界全体の取組水準を向上さ せていくことが必要であるとの認識の下、各金融機関が取り組んできた好 事例を取りまとめた。記載の内容を参考にして、創意・工夫を凝らした取組 みを進めていただくよう、お願いしたい。
- 当庁としては、業界団体及び各金融機関自らが、外国人顧客の利便性向上に向けて、現場においてどのような顧客ニーズや課題があるのかを把握・確認し、それらを踏まえて、どのような取組みが必要であるかを継続的に検討するなど、PDCA を回していただくよう、期待している。引き続き、ご尽力をお願いしたい。

9. 障がい者雇用の促進について

- 障がい者が希望や能力、適性を十分に活かし、障がいの特性等に応じて活躍することが普通である社会、障がい者と共に働くことが当たり前である社会の実現は今後とも重要であると認識している。
- 〇 この点、ご承知のように、障害者雇用促進法により、事業主は法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用することが義務付けられており、本年3月に 法定雇用率が2.2%から2.3%に引き上げられた。
- また、事業主が障がい者の雇用にあたって特別な配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たせば当該子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして障がい者の雇用率を算定することができる特例子会社制度が設けられており、特例子会社を設立している信用金庫もあると承知している。
- 〇 わが国全体として「働き方改革実行計画(平成29年3月28日働き方改 革実現会議決定)」等に基づき、障がい者の在宅就業の推進を含む働き方改 革の取組みを進めていることを踏まえ、各庫におかれては、従業員の現在の

働き方や業務内容を必ずしも固定的にとらえることなく、在宅就業の活用 も含め、障がい者の雇用促進に取り組んでいただくことをお願いしたい。

10.「経済財政運営と改革の基本方針 2021」等を踏まえた兼業・副業の普及・ 促進について

- 先般の「経済財政運営と改革の基本方針 2021」等において、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」の周知や取組事例の横展開など、多様な働き方の実現に向け、引き続き、兼業・副業の普及・促進に向けた取組みを進めていくこととしているところ。
- 多様な働き方や新しい働き方を希望する職員のニーズに応え、兼業・副業の選択肢を提供することは、職員にとってかけがえのない経験の機会となるだけでなく、金融機関にとっても、人材育成や顧客支援・地域貢献等の観点から有意義な効果が期待されるところ、希望する職員が安心して兼業・副業に取り組むことができるよう、環境整備を進めていただくことが重要と考えている。
- 金融庁においては、6月23日、貴協会に対し、会員金融機関への周知をお願いする文書を発出させていただいた。その他、7月1日に発刊した広報誌のアクセス FSA において、赤澤副大臣からのメッセージを掲載して発信し、また、「金融仲介機能の発揮に向けたプログレスレポート」の中で事例を取り上げるなど、本文書に関連した取組みを行っている。
- ついては、発出した文書や広報誌等を確認いただき、各金融機関の職員が 兼業・副業を希望する場合に備え、兼業・副業を可能とする就業規則等を含 む環境整備に向けた取組みを進めていただくよう、よろしくお願いしたい。

11. 外貨建保険の販売について

○ 業界の取組強化などによって苦情発生率は減少傾向にあるものの、引き続き高水準であったことから、昨事務年度は、生命保険会社に対して、金融機関代理店に対する指導・管理の状況をモニタリングするとともに、銀行側の取組みについても実態把握のアンケートなどを実施した。

〇 昨事務年度に把握した募集管理や 2020 年 4 月の生命保険協会ガイドライン改正に関連するアフターフォローの取組みに関する課題等について、金融庁では今事務年度も引き続きフォローアップを行っていく予定。保険会社に対しては、こうした課題について、顧客本位の保険営業を実現する観点から金融機関代理店と協議を行うよう求めており、各金融機関におかれても対応をよろしくお願いしたい。

12. 小規模事業者向け資本性劣後ローン勉強会の開催について

- 金融庁では、小規模事業者向けの資本性劣後ローンを取り扱っている日本政策金融公庫国民生活事業部門と連携して、融資事例も交えながら、事業計画策定の着眼ポイントなどを示すことで、具体的な活用イメージを各金融機関に持っていただけるよう、7月27日より、信用金庫・信用組合を対象とした勉強会を順次開催している。
- 〇 金融庁としては、本勉強会が、信用金庫の現場職員と日本公庫との「顔が見える関係」を築く一助となることを期待しており、ぜひ積極的な参加をお願いしたい。

13. 先導的人材マッチング事業の公募結果等について

- 〇 令和3年度の先導的人材マッチング事業に関しては、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局が、令和3年2月から5月にかけて、公募を実施した。
- 〇 この結果、一次公募で 68 先、二次公募で 13 先が採択され、計 81 のコンソーシアムが参画することとなった。昨年度(60 コンソーシアム)よりも参画数が大幅に増加し、各都道府県のいずれにも 1 先は採択先が所在することとなった。

14. 契約・決済データ連携 (ZEDI 利活用・次世代取引基盤) について

○ 6月18日、全銀 EDI システム(ZEDI)の利活用等を通じて、企業間取引 事務のデジタル化に取り組むことが、「デジタル社会の実現に向けた重点計 画」として閣議決定された。

- 〇 今回の取組みは、2023 年 10 月のインボイス制度導入(それに対応した電子インボイスの普及)を契機として、契約から請求・決済に至る企業間取引における一連の事務フローについて、データ連携により効率化を図ろうとするもの。
- このうち決済領域においては、インフラとして ZEDI の活用が想定されている。ZEDI については、2018 年末に全銀システムのオーバーレイシステムとして稼働したものの、足許での利用状況は低調であるところ、産業界・金融界における取組みを通じて、その利活用促進を図ってまいりたい。
- 〇 具体的な取組みについては、今後、デジタル庁や経済産業省と連携しつつ、 各金融機関の意見も踏まえながら検討していくことを想定しており、協力 をお願いしたい。

【参考】デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和3年6月18日閣議決定)(抜粋) 第2部 デジタル社会の形成に向けた基本的な施策

- 2. 徹底した UI・UX の改善と国民向けサービスの実現
- (10) 相互連携分野のデジタル化の推進等による経済社会のデジタル化
- ① 相互連携分野のデジタル化の推進
- イ 契約・決済

電子インボイスの普及に合わせて、企業間取引の即時・多頻度の契約とそれを支える決済について、企業の会計処理に係る効率性を向上させるため、ワンストップ化するために必要なデータ標準等を実証を通じて整備するとともに、全銀 EDI システム(※)の利活用に向けた産業界・金融界等の取組を推進する。

また、<u>中長期を見据えて</u>、電子受発注システムの普及促進等による中小企業の生産性向上、<u>資金決済システムの高度化・効率化など、契約・決済に関連する検討全体を俯瞰して全体のアーキテクチャを描いた上で、それを実現するための標準仕様の整備</u>等に向け官民で連携して取り組む。

- (※) 支払企業から受取企業に総合振込を行うときに、支払通知番号・請求書番号など、 様々な EDI 情報の添付を可能とするシステム。
- 【参考】経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定)(抜粋)第2章次なる時代をリードする新たな成長の源泉~4つの原動力と基盤づくり~
 - 2. 官民挙げたデジタル化の加速
 - (2) 民間部門におけるDXの加速
 - ・(略)こうした基盤整備を追い風にし、地方における中小企業も含めて非対面型ビジ

ネスモデルへの変革や新産業モデルを創出する。このため、企業全体で取り組むデジタル投資を税制により支援し、特に中小企業においては、IT導入サポートを拡充し、そのDX推進を大胆に加速するほか、標準化された電子インボイスや、金融機関による支援等も通じた中小企業共通EDI(※)等の普及促進を図る。また、物流DXや標準化等を通じて、サプライチェーン全体の徹底した最適化を図る。加えて、AI、IoTやビッグデータを活用し、新たな付加価値を創造していく。例えば、無人自動運転等の先進MaaSを始めとするConnected Industries を構築する。

(※) Electronic Data Interchange の略称。2023 年 10 月のインボイス制度への移行、2024 年 1 月の I S D N サービス終了が迫る中、中小企業における普及促進が期待される。

|15. 書面・押印・対面手続の見直しについて|

(書面・押印・対面手続を求める規制について)

- 〇 昨年12月、当局が金融機関等から受け付ける申請・届出等における押印等を不要とするための内閣府令・監督指針等の改正を行った。
- 今般、それらに加えて、民間同士の手続や当局が行う許認可等の通知等の うち、当庁所管法令・監督指針等において書面・押印・対面を求めている手 続について、必要な見直しを行うための市中協議を実施し、6月末に公布・ 施行したところ。

(金融庁電子申請・届出システムについて)

- 金融機関等から受け付ける申請・届出等について、オンラインでの提出が可能となるよう、システムの整備及び制度面での対応を行い、6月末、運用を開始したところ。金融庁電子申請・届出システムを利用するにあたり、各種様式等は金融庁 HP に掲載しているので、各金融機関には是非システムのご利用をお願いしたい。
 - ※ なお、金融庁電子申請・届出システムの利用可能な手続一覧については、金融庁 HP に公表済。
- また、システムの利用に当たっては、gBizID のアカウントが必要である ため、各金融機関におかれては、gBizID の取得をお願いしたい。

(民民の書面・押印・対面手続の見直し)

○ 金融庁として、金融業界における書面・押印等の見直しについては継続してフォローしたいと考えており、各金融機関におかれても、昨年12月に検

討会で取りまとめた論点整理や、先ほど申し上げた法令等の見直しを踏ま え、引き続き、書面・押印等の見直しを進めていただくようお願いしたい。

16. 顧客本位の業務運営について

- 〇 金融庁では、主要な販売会社とのモニタリング等を通じて把握された現 状課題や、金融機関等の顧客に対する意識調査結果、当庁の顧客本位定着の 一層の推進に向けた取組みを取りまとめ、6月30日に「顧客本位の業務運 営のモニタリング結果」として公表した。
- 今回のレポートでは、リスク性金融商品販売の動向、顧客側の意識・行動、 販売側の体制に関する現状等を記した上で、今後の課題として、①顧客本位 の業務運営に関する取組方針を実現するための各金融事業者の経営戦略、 ②長期分散投資の実現に向けた提案プロセスの改善、③当庁による「見える 化」や情報提供の改善、等をポイントに挙げた。
- 今後、把握された課題等を踏まえ、金融事業者との対話・モニタリングを 継続し、顧客本位の実現に向けた動きを一層促したい。

17. LIBOR の公表停止に向けた対応について

- LIBOR については、米ドルの一部テナー(期間)を除き、2021 年 12 月末 に公表が停止されることが確定している。12 月末までは残り半年、さらに は日本円金利指標に関する検討委員会が公表した本邦移行計画における既 存契約の顕著な削減目標時期である9月末までは3か月を切っている。
- 円 LIBOR からの秩序ある移行を進めるためには、円 LIBOR 参照契約を、 代替金利指標への「移行」、あるいは「フォールバック」条項の導入によっ て着実に削減することが重要である。
- 金融庁としては、日本銀行とも連携して、金融機関における LIBOR から の移行の進捗状況及び顧客対応状況について、しっかりと確認していく。

18. サステナブルファイナンスについて

- 〇 カーボンニュートラルに向けた世界的な取組みが進む中で、国内外の資金が脱炭素化等に向けた企業の適切な取組みに活用されるよう、金融機関や金融資本市場の有効な機能発揮が重要。こうした観点から、昨年 12 月に「サステナブルファイナンス有識者会議」を設置し、本年 6 月、報告書を公表。
- 報告書には、「企業開示の充実」、「市場機能の発揮」、「金融機関の投融資 先支援とリスク管理」として、気候変動開示の質と量の充実、ESG 関連債に 関する情報プラットフォームの整備などの様々な提言が盛り込まれている。 また、6月に策定された政府の成長戦略と骨太の方針においても、「グリー ン国際金融センターの実現」を目指すこと等が盛り込まれている。
- 政府としては、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて様々な施策を講じていく方針であり、地域の企業を含めて、様々な影響も想定される。一部金融機関では、顧客企業への本業支援の一環として、気候変動等に係る課題の特定や事業戦略の見直し等についてのサポート等の取組みを実施しているものと承知しているが、金融庁としても、例えば、環境省と連携した「カーボン分析支援事業」など、関係省庁とも連携し、金融機関の顧客支援もサポートしていきたい。

19. G20 の動向について

- 7月9日から10日にかけてイタリア・ベネチアにて、G20財務大臣・中央銀行総裁会議が開催され、同会議で取り上げられた主要な論点のうち、気候変動、コロナ禍に得られた教訓、LIBORからの移行、について紹介する。
- 気候変動に関しては、FSBから3つの報告書が提出され、会議後に公表された G20 財務大臣中銀総裁の共同声明において、これらの議論への期待と 歓迎が示されている。

FSB からの3つの報告書は、具体的には、

・ 気候関連開示の推進に向けた報告書について、TCFD提言を基礎として、 グローバルに一貫した比較可能な気候関連開示を推進することを目指 している、

- ・ 金融機関の気候リスクへのエクスポージャーに関するデータなど、気候関連金融リスクを評価するにあたってのデータの特定とデータギャップへの対処、
- ・ 情報開示、データ及び脆弱性分析、規制監督上のアプローチの4つの 分野について、今後複数年の気候関連金融リスクに関する FSB や基準設 定主体等の取組みを整理したロードマップ、

について取りまとめている。

この他、G20SFWG (サステナブルファイナンス作業部会) も資金動員・リスク管理の両側面をカバーする広範なロードマップを本年 10 月の G20 に提出すべく取組みを進めている。

- FSB から G20 へは、コロナ禍を通じて金融安定の観点から得られたこれまでの教訓に関する中間報告書が提出されている。同報告書は資本・流動性バッファーの機能やノンバンク金融仲介(NBFI)については更なる検討が必要であるとしている。今後、FSB は 10 月に最終報告書をとりまとめることが予定されている。
- 今回の G20 でも、本年末までの LIBOR から代替金利指標への秩序立った 移行が重要であるという認識が再確認された。FSB からは LIBOR 移行に関す る進捗報告書が公表されており、市場参加者に対して対応を加速するよう 求めている。地域金融機関におかれては、引き続き、本邦検討委員会の策定 した移行計画および、各通貨の母国当局又は検討体が定めたタイムライン やガイダンスに沿った対応をお願いしたい。

(以 上)